

保険薬局である旨	当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。 「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。 ・ 重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認 処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。 ・ 服薬状況の確認と説明 薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。 ・ 継続的なフォローアップ 薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。
調剤報酬点数表の一覧等	調剤報酬点数表の一覧（日本薬剤師会作成）
明細書の発行状況	当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。
施設基準の届出	調基1，薬連強，服薬管理指導料，在薬，地域支援・医薬品供給1，電子的調剤情報連携体制整備，調剤ベースアップ評価料，
電子的調剤情報連携体制整備加算	■ 電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項 当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。オンライン資格確認システムを通じて、患者さまの診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進することで、質の高い医療の提供に努めています。また、サイバーセキュリティ確保のための措置を講じております。
連携強化加算	■ 連携強化加算に関する事項 当薬局は以下の基準を満たしています。 ・第二種指定医療機関の指定 ・感染症や災害発生時の体制整備および周知 ・感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有 ・被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画・実施 ・被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備 ・自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備 ・オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備 ・要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い
薬剤に関する費用について	当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。 また、患者様の都合・希望に基づく郵送料や配達料も患者様ご負担となります。 希望に基づく甘味料等の添加につきましては、原則として料金はいただいております。 希望に基づく一包化につきましては、医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
長期収載品の選定療養について	■ 長期収載品の選定療養について 2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。
在宅医療関連	当薬局では在宅にて療養中で通院が困難な患者さまに対し、ご自宅へお伺いして、お薬のお届けと服薬指導、管理のお手伝いをさせていただくことができます。 短い期間のご利用も可能ですので、お気軽にご相談ください。 ※ 医師の了解と指示が必要となります。事前にご相談ください。
後発医薬品について	当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。先発医薬品を希望される方はスタッフへお申し出ください。
地域支援・医薬品供給対応体制加算について	当薬局では以下の基準を満たし、地域支援・医薬品供給対応体制加算1を算定しております。 ・後発医薬品の使用促進、供給不足時の対応方針
個人情報保護の方針について	当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。当薬局における個人情報の利用目的は以下の通りです。 当薬局における調剤サービスの提供、医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携、病院・診療所等からの照会の回答、患者さまのご家族等への薬に関する説明、医療保険事務、薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出など、調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生への薬局実務研修、外部監査機関への情報提供等

夜間・休日等加算、時間外加算 （時間外・休日・深夜）について	当薬局では、夜間時間・休日などで窓口対応を行う場合、下記の時間帯で夜間・休日等加算を算定いたします。 平日の19時以降 土曜日の13時以降 年末年始12月29日～1月3日 また、当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、時間外・休日・深夜加算が発生いたします。 ・ 時間外加算：基礎額の100％ ・ 休日加算：基礎額の140％ ・ 深夜加算：基礎額の200％
調剤基本料	当薬局は調剤基本料 1 の算定薬局です。
服薬管理指導料	当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。 ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週32時間以上の勤務 ・ 当薬局1年以上在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。
調剤ベースアップ評価料	当薬局は、調剤ベースアップ評価料（処方箋受付1回につき4点）の届出を行っている保険薬局です。 ・ 40歳未満の勤務薬剤師および事務職員（※管理薬剤師は除く）の賃金改善に取り組んでいます。 ・ 賃金改善計画書を作成し、地方厚生（支）局長に届け出ています。